



野焼きは禁止

煙・悪臭による近所迷惑、

ダイオキシンなどの有害物質発生の原因となります

●野外焼却(野焼き)は禁止!

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは、一部の例外を除き禁止されており、野焼きをすると、法律で罰せられます。また、一定の構造基準を満たしていない焼却炉については、使用が禁止されています。

地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積みの焼却、無施設焼却などは、野焼きと同じです。付近の住民の方への迷惑、有害物質の発生原因にもなりますので、やめましょう。

【ごみ焼却炉の構造基準】

①空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、廃棄物を焼却できるものであること。

②焼却に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

③外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することが可能(バッチ)。

④ 燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

⑤ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定できる装置(温度計)があること。

⑥ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置があること。

※構造基準を満たしていない焼却炉(家庭用小型焼却炉を含む)については使用できません。

●焼却禁止の例外とはどんなもの?

① 農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝等の焼却、漁業者が行う漂着物等の焼却といった、農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却

② 風俗慣習上の行事を行うための焼却

③ 暖をとるためのたき火、キャンプファイヤー

※風呂たき、炭焼き窯、薪ストーブはごみ焼却炉にあたりませんが、ごみを燃やすことは禁止です。

これらは、焼却禁止の例外とされていますが、焼却によって大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障をきたしてしまうことがあります。容易に代わりの方法がとれるものは、やむを得ないものではありません。

また、「近所で草木を燃やして煙たい」、「窓が開けられない」、「洗濯物に臭いがついて困る」、「体調の悪い人がいるので困る」といった苦情が、住宅密集地などで特に多く寄せられています。そして、このような苦情等があれば、例外に当たる場合でも、指導の対象となります。

家庭ごみは、焼却することなく、ごみステーションにルールを守って出しましょう。事業所のごみも許可業者に処理を依頼して、野外焼却をしないようにしましょう。環境にやさしいまちづくりに、ご協力をお願いします。

■問い合わせ

伊予市市民福祉部 民生生活課環境衛生担当(☎98211111、内線535・536)

年末年始のごみ・し尿収集日程表



※通常収集は、該当する曜日により収集する地区が異なりますのでご注意ください。
 ※詳しくは、ごみカレンダーをご覧ください。
 ※し尿汲み取りは、12月29日から1月3日まで休みます。年末は特に混み合いますので、早めの依頼をしましょう。

月	日	本庁地区	双海地区	中山地区			
12	28(金)	通常収集	通常収集	通常収集			
	29(土)	通常収集	通常収集	通常収集			
	30(日)	休み					
	31(月)						
1	1(火)	休み					
	2(水)						
	3(木)						
	4(金)				通常収集	全域収集	通常収集
	5(土)				通常収集	通常収集	通常収集